



答 申 第 3 3 号

平成27年4月23日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司



青森県個人情報保護条例の改正について（答申）

平成27年3月27日付け青総第2232号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う
青森県個人情報保護条例の改正について

別 紙

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の制定に伴う青森県
個人情報保護条例の改正について

答 申

平成27年4月23日

青森県情報公開・個人情報保護審査会

答申に当たって

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が平成25年5月31日に公布され、社会保障・税番号制度が導入されることとなったが、この番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされている。

番号利用法では、番号制度に対する懸念（個人情報の一元管理、不正追跡・突合、財産その他の被害等）に対し、制度面における各種保護措置を講ずることとしており、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）について、現行の個人情報保護法制よりも更に厳格な個人情報保護措置を講ずることを求めている。

これは、特定個人情報は、個人番号の悉皆性、唯一無二性のため個人識別性が極めて高く、また法定された目的の範囲内とはいえ、データマッチングが行われるから、現行の個人情報保護法制による規律のみでは個人情報保護として十分とはいえず、番号利用法により特例を設けて、規制を強化しているものである。

一方、番号利用法第31条では、地方公共団体についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等及び番号利用法の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

このような背景から、本審査会は、青森県知事から諮問を受け、審議を行ってきたところであるが、実施機関が保有する特定個人情報の適切な取扱いの確保等を図り、個人の権利利益が保護されることを期待して審議を行ってきた。

知事におかれては、本県における特定個人情報の適正な取扱いの確保等を図るため、この答申の趣旨を踏まえた条例の改正案を議会に上程されることを希望するものである。

目 次

第1	改正が必要であると考えられる事項	
1	利用及び提供の制限	
(1)	利用目的以外の目的での利用の制限等	
ア	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	1
イ	情報提供等記録	2
(2)	提供の制限	3
2	開示、訂正及び利用停止	
(1)	開示等請求権	
ア	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	4
イ	情報提供等記録	5
(2)	利用停止の請求	
ア	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	6
イ	情報提供等記録	7
(3)	情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送	8
(4)	情報提供等記録の訂正に係る通知先	9
(5)	情報提供等記録に係る保護措置の要求	10
第2	改正の必要がないと考えられる事項	
1	情報機器の結合による提供の制限	11
2	費用負担	12
3	法令又は他の条例による開示の実施との調整	13
第3	その他	
	改正条例の施行日	14

参考

1	青森県情報公開・個人情報保護審査会の処理経過の概要	15
2	青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	16
3	青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）	17

第1 改正が必要であると考えられる事項

1 利用及び提供の制限

(1) 利用目的以外の目的での利用の制限等（第9条第1項及び第2項）

ア 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）

実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定する。

【説明】

- (1) 条例は、実施機関による保有個人情報の目的外の利用を原則禁止しているが、例外として、法令等に基づく場合や、本人の同意があるとき等には、保有個人情報の目的外の利用をすることができることを定めている。
- (2) これに対し、番号利用法第9条では、個人番号の利用を社会保障・税・災害対策の3分野に限定し、その範囲内においてのみ、個人番号の利用を可能にしている。このため、番号利用法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項及び第2項では、特定個人情報を一般の個人情報以上に厳格に保護することとしており、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定している。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、利用目的以外の目的で利用できる場合を国と同様に限定することが適当である。

イ 情報提供等記録

実施機関が保有する情報提供等記録は、利用目的以外の目的での利用を禁止する。

【説明】

(1) 番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項では、情報提供等記録の目的外利用は禁止されている。

これは、情報提供等記録については、特定個人情報的一种で、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録、いわゆる当該システムに対するアクセス記録であり、その記録の性格上、利用目的以外の目的での利用が想定されないからとされている。

(2) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録は、国と同様に利用目的以外の目的での利用を禁止することが適当である。

(2) 提供の制限（第9条第1項及び第2項）

実施機関が保有する特定個人情報、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、提供を禁止する。

【説明】

- (1) 条例は、実施機関による保有個人情報の目的外の提供を原則禁止しているが、例外として、法令等に基づく場合や、本人の同意があるとき又は本人に提供するとき等には、保有個人情報の目的外の提供をすることができることを定めている。
- (2) これに対し、番号利用法では、特定個人情報を一般の個人情報以上に厳格に保護することとしているため、特定個人情報の提供は、番号利用法第9条の規定による個人番号を利用する事務を処理する者等が当該事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときや、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき等の番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、禁止されている。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報は、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、提供を禁止することが適当である。

2 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示等請求権（第14条、第26条及び第32条）

ア 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）

実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）は、本人及びその法定代理人のほか、本人の委任による代理人（任意代理人）も、開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができることとする。

【説明】

- (1) 条例では、自己情報の開示等の請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する等の制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがあるとしているが、未成年者や成年被後見人のように本人が自ら開示等の請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って代理請求を認めている。
- (2) 番号利用法の制度の下においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供がなされる懸念があることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要であるとされている。このため、これらの権利が容易に行使できるよう、国においては情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認めることとしている（番号利用法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条、第27条及び第36条）。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人も請求できることとすることが適当である。

イ 情報提供等記録

実施機関が保有する情報提供等記録は、本人及びその法定代理人のほか、任意代理人も、開示請求及び訂正請求ができることとする。

【説明】

- (1) 番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条及び第27条では、情報提供等記録についても、任意代理人による開示請求及び訂正請求を認めることとしている。なお、利用停止請求については、後述のとおり、認めていない。
- (2) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求については、本人及びその法定代理人のほか、任意代理人も請求できることとすることが適当である。

(2) 利用停止の請求（第32条）

ア 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）

実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求を認める事由として、番号利用法において認められる次の場合を追加する。

- ・ 番号利用法による読替後の行政機関個人情報保護法における目的外利用禁止規定に違反して利用されているとき
- ・ 番号利用法第20条（収集等の制限）に違反して収集・保管されているとき
- ・ 番号利用法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
- ・ 番号利用法第19条（特定個人情報の提供の制限）に違反して提供されているとき

【説明】

- (1) 条例では、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとしている。
- (2) 番号利用法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第36条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について、番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めることとし、利用停止請求ができる事由として次の場合を追加している。
 - ・ 番号利用法による読替後の行政機関個人情報保護法における目的外利用禁止規定に違反して利用されているとき
 - ・ 番号利用法第20条（収集等の制限）に違反して収集・保管されているとき
 - ・ 番号利用法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
 - ・ 番号利用法第19条（特定個人情報の提供の制限）に違反して提供されているとき
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求事由として、番号利用法において認められる場合を追加することが適当である。

イ 情報提供等記録

実施機関が保有する情報提供等記録の利用停止請求は、認めないこととする。

【説明】

- (1) 番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録については、利用停止請求を認めていない。
- (2) これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、不法・不正な取得・提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる取得・提供がなされていないか等を確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高いためである。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、実施機関が保有する情報提供等記録についての利用停止請求は、認めないこととすることが適当である。

(3) 情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送（第17条及び第30条）

実施機関が保有する情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に対する決定を行う際、他の実施機関への事案の移送を行わないこととする。

【説明】

- (1) 条例では、開示請求及び訂正請求に係る保有個人情報がある実施機関により提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断にゆだねた方が適切かつ迅速な処理に資するので、このような事案に関しては、当該実施機関に移送することができることとしている。
- (2) これに対し、番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に対する決定を行う際、他の実施機関への事案の移送を行わないこととしている。これは、情報提供等記録に記録されるのは、どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたかであり、情報提供等記録に関する不開示情報についても、あらかじめ典型的に確定し、記録・保管されているものであって、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由がある場合が想定されないためである。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録については、他の実施機関で開示請求及び訂正請求に対する決定をする場合が想定されないため、国と同様に他の実施機関への事案の移送を行わないこととするのが適当である。

(4) 情報提供等記録の訂正に係る通知先（第31条）

実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を行った場合は、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、その旨を通知する。

【説明】

- (1) 条例では、実施機関が保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、その旨を当該保有個人情報の提供先に書面で通知する義務があるとされている。
- (2) 番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第35条では、情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に対し、その旨を通知することとしている。これは、情報提供等記録は、どのような機関の間でどのような特定個人情報の授受が行われたかが記録されたものであり、情報照会者、情報提供者、そしてその仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3か所で記録・保管されるものであるからである。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を行った場合は、国と同様に、情報提供等記録を記録・保管している情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に対し、その旨を通知することとすることが適当である。

(5) 情報提供等記録に係る保護措置の要求（第9条第4項）

実施機関が保有する情報提供等記録を実施機関以外のものに提供する場合は、提供先に対し、保護措置を講ずることを求めないものとする。

【説明】

- (1) 条例では、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、個人の権利利益が侵害されることのないようにするため、実施機関に対し、必要があると認めるときは、提供先に対し、当該個人情報について保護措置（個人情報の利用の目的若しくは方法の制限等又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止等のために必要な措置）を講ずるよう求めることを義務付けている。
- (2) これに対し、番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録について、保護措置の要求を適用除外している。これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、その記録のみで直ちに特定の個人を識別することができるものではないという性格上、保護措置を講ずるよう求める必要性がないからである。
- (3) 以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、情報提供等記録を実施機関以外のものに提供する場合は、提供先に対し、保護措置を講ずることを求めないものとするのが適当である。

第2 改正の必要がないと考えられる事項

1 情報機器の結合による提供の制限（第10条）

情報機器の結合による提供の制限に関する規定は、改正しない。

【説明】

- (1) 条例では、個人情報通信回線を用いた情報機器等の結合により処理される場合は、大量かつ瞬時に入手、提供できるという特徴があり、行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、不可視の状態提供されるため、その取扱いの如何によっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、「①公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、②個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合」を除き、実施機関がこのような方法により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供することを制限している。
- (2) しかし、番号利用法では、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者は、情報照会者に対し、特定個人情報を提供しなければならないとされていることから、条例でオンライン結合規制を定めている地方公共団体においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることとなる。
- (3) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、情報連携を行うことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に寄与するものとされ、また、住民サービスの向上も図られるものであることから、条例で定める例外規定にある「公益上の必要があるもの」に該当すると判断される。
- (4) また、特定個人情報を適切に取り扱うために必要な措置として、国では、不正アクセスを防止するための適切な措置や、特定個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止をするための適切な措置等を講じることとしており、また、本県においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う際には、従前どおり現行の情報機器の結合による提供の制限に関する規定に基づき、特定個人情報を適切に取り扱うために必要な措置を講じていくこととしている。
- (5) 以上のことを踏まえると、番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、条例における情報機器の結合による提供制限の例外である「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められている場合」に相当すると考えられるので、改正する必要がないものである。

2 費用負担（第24条）

実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免規定は、新設しない。

【説明】

- (1) 国では、行政機関個人情報保護法第26条により、開示請求をする者は実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとする一方で、特定個人情報については、個人の経済的事情によらずに、特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるとの考えに基づき、当該手数料の減額又は免除の措置を講ずることとしている（番号利用法第29条第1項及び第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第26条）。
- (2) これに対し、県では、条例等により、開示の実施に当たって、文書等の写しの作成及び送付については、これに要する実費を徴収することとしているが、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合は、当該閲覧等に要する費用は徴収していない。
- (3) 条例では実費徴収についての減額又は免除の措置を講ずる規定を設けていないが、開示請求者の費用負担は写しの交付の際の実費のみに止まるものであり、個人の経済的事情によらずに、特定個人情報を容易に確認を行える手段としての閲覧等については無料でできることからすると、実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免規定を新設するまでの必要性は、乏しいものである。

3 法令又は他の条例による開示の実施との調整（第25条）

法令又は他の条例による開示の実施との調整規定は、実施機関が保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正しない。

【説明】

- (1) 条例では、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し、この条例に定める方法と同一の方法で開示請求に係る保有個人情報の開示を行うこととされているときは、当該法令等の定める手続によることとし、この条例に基づく同一方法による保有個人情報の開示を行わないこととしている。
- (2) 番号利用法により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法では、番号利用法附則第6条第5項において設置することとされている情報提供等記録開示システム（自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能等を有するシステム）によって、特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定している。当該システムでは、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されているため、他の法令による開示よりも利便性が高いものと考えられることなどから、当該規定を適用除外することとしている。
- (3) ただし、国では、情報提供等記録開示システムによる開示請求を行政機関個人情報保護法上の開示請求権と認めるためには、法律上求められる要件を情報提供等記録開示システムに実装しなければならず、現在、情報提供等記録開示システムの仕様の関係から検討中であるとしている。
以上、情報提供等記録開示システムが本条例上の開示請求権と認められるかどうか不明であるため、現時点では、法令又は他の条例による開示の実施との調整規定は、実施機関が保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正する必要がないものである。

第3 その他 改正条例の施行日

改正条例は、番号利用法附則第1条第4号に規定する日から施行する。
ただし、情報提供等記録に係る部分は、番号利用法附則第1条第5号に規定する日から施行する。

【説明】

- (1) 番号利用法の関係規定の施行日については、以下のとおりとなっている。
- ア 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護に関する規定(番号利用法第31条)番号利用法附則第1条第3号に規定する日(平成26年4月20日)
 - イ 行政機関個人情報保護法等の特例を定める規定(番号利用法第29条)番号利用法附則第1条第4号に規定する日(平成28年1月1日)
 - ウ 情報提供等の記録についての特例を定める規定(番号利用法第30条)番号利用法附則第1条第5号に規定する日(平成29年1月予定)
- (2) 行政機関個人情報保護法等の特例を定める規定の施行日は、個人番号の利用開始の日を想定している。今回の条例改正は、情報提供等記録に係る部分を除き、県における個人番号の利用開始の日を想定して行うものであるから、行政機関個人情報保護法等の特例を定める規定の施行日から施行することが適当である。
- (3) 情報提供等の記録についての特例を定める規定の施行日は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の開始の日を想定しており、今回の条例改正のうち情報提供等記録に係る部分は、県における情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の開始の日を想定して行うものであるから、情報提供等の記録についての特例を定める規定の施行日から施行することが適当である。

参考1

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成27年3月27日 (第53回審査会)	<p>○知事から青森県個人情報保護条例の改正について諮問を受けた。</p> <p>○諮問事項の審議を行った。</p> <p>第1 改正が必要であると考えられる事項</p> <p>1 利用及び提供の制限</p> <p>(1) 利用目的以外の目的での利用の制限等</p> <p>(2) 提供の制限</p> <p>2 開示、訂正及び利用停止</p> <p>(1) 開示等請求権</p> <p>(2) 利用停止の請求</p> <p>(3) 情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送</p> <p>(4) 情報提供等記録の訂正に係る通知先</p> <p>(5) 情報提供等記録に係る保護措置の要求</p> <p>第2 改正の必要がないと考えられる事項</p> <p>1 情報機器の結合による提供の制限</p> <p>2 費用負担</p> <p>3 法令又は他の条例による開示の実施との調整</p> <p>第3 その他 改正条例の施行日</p>
平成27年4月13日 (第54回審査会)	<p>○諮問事項の審議を行った。</p> <p>○答申案の検討を行った。</p>
平成27年4月20日 (第55回審査会)	<p>○諮問事項の審議を行った。</p> <p>○答申案の検討を行った。</p>
平成27年4月23日	<p>○知事に対して答申した。</p>

参考2

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成27年4月23日現在）

青森県個人情報保護条例

(平成10年12月青森県条例第57号)
改正 (平成11年10月青森県条例第53号)
改正 (平成11年12月青森県条例第59号)
改正 (平成12年3月青森県条例第110号)
改正 (平成13年3月青森県条例第15号)
改正 (平成14年7月青森県条例第61号)
改正 (平成16年3月青森県条例第13号)
改正 (平成17年3月青森県条例第21号)
改正 (平成19年3月青森県条例第17号)
改正 (平成19年7月青森県条例第57号)
改正 (平成20年3月青森県条例第18号)
改正 (平成21年3月青森県条例第19号)
改正 (平成21年12月青森県条例第90号)
改正 (平成24年3月青森県条例第22号)
改正 (平成25年3月青森県条例第22号)
改正 (平成27年3月青森県条例第16号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第6条—第13条)
 - 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止(第14条—第37条)
 - 第3節 雑則(第38条—第40条)
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第41条—第47条)
- 第4章 雑則(第48条—第50条)
- 第5章 罰則(第51条—第55条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。))及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに県が設立した土

地開発公社及び地方道路公社を除く。)又は事業を営む個人をいう。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(6) 個人情報電算ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、個人情報の適正な取扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び次条第2項に規定する利用目的

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の項目

(5) 個人情報の取得先及び提供先

(6) 個人情報電算ファイルが利用に供されるときは、その名称

(7) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 県の職員若しくは職員であった者又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第4号、第5号若しくは第7号に掲げる事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、次条第2項に規定する利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

(保有の制限等)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（取得の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取得するとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき取得するとき。
 - (2) 本人の同意を得て取得するとき。
 - (3) 出版、報道その他の方法により公にされたものから取得するとき。
 - (4) 他の実施機関から提供を受けて取得するとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得したのでは当該個人情報の利用目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから取得することに相当の理由があると認められるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限る

ものとする。

- 4 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

- 第11条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、利用目的を達成したこと等により保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

- 第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置等)

- 第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について、その取得の方法若しくは利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

- 第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

- 第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2項に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(開示請求に対する決定、通知等)

- 第16条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示するときは、開示請求者に対する通知は、口頭ですることができる。
- 3 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第23条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「開示等の決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。
- 5 開示等の決定通知は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 7 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第5項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知をする期限
- 8 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。
- (1) 第5項に規定する期間内に開示等の決定通知がない場合（当該期間内に第6項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る保有個人情報
- (2) 第5項に規定する期間内に第6項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知の期限までに開示等の決定通知がないとき 開示請求に係る保有個人情報
- (3) 第5項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
- イ 前項前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示等の決定通知をすべき期間内に当該開示等の決定通知がないときにあっては、開示請求に係る保有個人情報
- ロ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知がないときにあっては、当該残りの保有個人情報
- (事案の移送)
- 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項又は第3項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第18条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第21条第1項第3号から第5号まで及び同条第3項において同じ。）以外の者（以下この条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第21条第1項第4号ロ、同項第5号ただし書又は同項第9号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第19条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複製した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。
- (1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されているフィルムの視聴又は写しの交付
- (3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法
- 2 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムに記録されている保有個人情報については、当該文書、図画、写真若しくはフィルムの写し又はこれらを複製した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。
- 4 第15条第2項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(口頭による開示請求等)

- 第20条 保有個人情報のうち、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報として実施機関が定める保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第16条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、直ちに当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、前項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示義務)

- 第21条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報

- (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報
- (3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (5) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (9) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、

不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 3 開示請求に係る保有個人情報に第1項第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（前条第1項第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（費用負担）

第24条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、法令又は他の条例（青森県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第19条第1項各号及び第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、第19条第1項本文及び第20条第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第19条第1項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（訂正請求権）

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（第19条第1項若しくは第20条第2項又は前条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたものに限る。第32条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手續）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者に、同条第3項の規定は訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）について準用する。

（訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定、通知等）

第29条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しな

なければならない。

2 実施機関は、訂正請求があった場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（以下「訂正等の決定通知」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 訂正請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、訂正請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、訂正等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正等の決定通知をする期限

7 訂正請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(1) 第3項に規定する期間内に訂正等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 訂正請求に係る保有個人情報

(2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

(3) 第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合

イ 第5項前段に規定する訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき訂正等の決定通知をすべき期間内に当該訂正等の決定通知がないときあつては、訂正請求に係る保有個人情報

ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知がないときあつては、当該残りの保有個人情報

(4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

（事案の移送）

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第17条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

（訂正の実施の通知）

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面に

より通知しなければならない。

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手續)

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者に、同条第3項の規定は利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）について準用する。

(利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定、通知等)

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（以下「利用停止等の決定通知」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があつた日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があつた日から60日以内にそのすべてについて利用停止等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等の決定通知をする期限

7 利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の利

用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

- (1) 第3項に規定する期間内に利用停止等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。）利用停止請求に係る保有個人情報
- (2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報
- (3) 第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合
 - イ 第5項前段に規定する利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき利用停止等の決定通知をすべき期間内に当該利用停止等の決定通知がないときにあっては、利用停止請求に係る保有個人情報
 - ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知がないときにあっては、当該残りの保有個人情報
- (4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報
(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)

第35条の2 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条第1項若しくは第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。
(不服申立てがあった場合の手続)

第36条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

4 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(適用除外)

第37条 次に掲げる保有個人情報については、この節の規定は、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報

第3節 雑則

（苦情処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（県が出資する法人の講ずる措置）

第39条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施行事項）

第40条 この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（個人情報取扱指針）

第41条 知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、個人情報取扱指針を定めようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、個人情報取扱指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、個人情報取扱指針の変更について準用する。

（取扱いの適正化）

第42条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、事業者に対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な取扱いのための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。

（不適正な取扱いの是正措置）

第43条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、書面により、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

（苦情等の処理）

第44条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出又は相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（説明又は資料提出の要求）

第45条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、その個人情報の取扱いに関し説明又は資料の提出を求めることができる。

（公表）

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 正当な理由がなく第43条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく前条の規定による説明又は資料の提出の要求に応じないとき。
- (3) 前条の規定による説明又は資料の提出の要求に対して、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

（国及び県以外の地方公共団体との協力）

第47条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国又は県以外の地方公共団体に協力を求めるものとする。

- 2 知事は、国又は県以外の地方公共団体から事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護することを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(適用除外)

第48条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同法附則第9条第3項ただし書に規定する情報を除く。）に含まれる個人情報、同法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報及び行政機関（同条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- (2) 青森県統計調査条例（平成21年3月青森県条例第12号）第2条第3項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(運用状況の公表)

第49条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(施行事項)

第50条 この条例（第2章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 前条に規定する者が、その職務上又は委託を受けた個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第55条 偽りその他不正の手段により、第19条第1項又は第20条第2項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。ただし、第31条及び第4章並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、平成11年9月30日までに」とする。

3 略

(青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の青森県情報公開条例第10条第3号に該当する情報が記録されている同条例第2条第2号に規定する公文書の開示の請求又は申出に係る開示については、なお従前の例による。

5～7 略

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

8 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により、実施機関が行った行政処分その他の行為又は実施機関に対して行った申請その他の行為の

うち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が行った行政処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則（平成11年10月青森県条例第53号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月青森県条例第59号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月青森県条例第110号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月青森県条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月青森県条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2・3 略

（青森県個人情報保護条例の一部改正を伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の青森県個人情報保護条例第16条第1項及び第19条第1項の規定は、施行日以後になされた開示請求（同条例第13条第2項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月青森県条例第13号抄）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月青森県条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成18年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

（注）青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（平成18年2月青森県規則第5号）により、施行期日は平成18年4月1日とされた。

（公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第2章第2節の規定は、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現になされている第1条の規定による改正前の青森県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第13条第1項による開示の請求、改正前の条例第22条第1項の規定による訂正等の請求及びこれらの請求に対する処分に係る不服申立て並びに改正前の条例第27条第1項の規定による是正の申出の処理については、なお従前の例による。

4 略

附 則（平成19年3月青森県条例第17号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の青森県個人情報保護条例の規定により、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為のうち、公営企業として設置された病院事業に関する業務に係るものは、病院事業管理者が行った行政処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年7月青森県条例第57号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月青森県条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月青森県条例第19号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月青森県条例第90号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月31日から施行する。

（青森県情報公開条例の一部改正）

2・3 略

（青森県情報公開条例の一部改正等に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の青森県情報公開条例第18条第1項に規定する青森県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）又は前項の規定による改正前の青森県個人情報保護条例第48条第1項に規定する青森県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会及び個人情報保護審査会がした調査審議の手續は審査会がした調査審議の手續とみなす。
- 5 情報公開審査会又は個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 略

附 則（平成24年3月青森県条例第22号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 略

- 3 第2条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第2条第5号に規定する保有個人情報のうち、県設立公社の役職員が作成し、又は取得したもの（以下「県設立公社の保有個人情報」という。）に係る改正後の個人情報保護条例第2章第2節の規定は、次に掲げる県設立公社の保有個人情報について適用する。

- (1) 平成13年1月1日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報
- (2) 平成13年1月1日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の保有個人情報の検索に必要な資料が整備されているもの

附 則（平成25年3月青森県条例第22号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月青森県条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。